ID:　78
担当部署:　生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	高根沢町立武道館の設置及び管理に関する条例　第6条
例規番号	平成6年条例第4号

【基準】

第6条の規定による。

（許可の取消し等）

第6条　使用者がこの条例に違反し、又は使用許可後前条各号に掲げる事由が生じたときは、町長は使用の条件を変更し、又は停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

備考

設定年月日	令和7年3月27日	**最終変更年月日**	年　　月　　日